

ピアサポート事業利用における入院患者の意思表示機会創設の必要性

○黒須 依子 (九州医療科学大学・4058)

[キーワード] ピアサポートの活用に係る事業 精神障害者地域移行支援 意思表示支援

1. 研究目的

ピアサポートの活用に係る事業は全国普及に時間を要し、その実施状況においては地域格差が大きい。ピアサポートにおける精神障害者の意思表示意欲促進、退院意欲促進等の効果が評価され、2010年、精神障害者地域移行支援事業下の「ピアサポートの活用」として、当事業は施行された。本稿では2010年以降施行されたピアサポートの活用に関する国の事業を「ピア事業」と記す。入院患者支援に対するピアサポートの効果、ピアサポーター支援におけるSWrの役割等が、国内各論者により示されてきた。が、入院患者がピア事業利用に至る過程や、対するSWr等の専門支援職による支援過程を示した研究は見当たらない。どのような過程で入院患者のピア事業の利用が決定しているのだろうか。

ピアサポーター1名と相談支援専門員1名がペアで、非自発的入院者の意思決定支援を行う「(2014年度)入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」(厚生労働省)が行われその報告書が提示された(一般社団法人支援の三角点設置研究会 2015)。しかし、当モデル事業内容に対し「利用者の事業利用意思が尊重されていない。当モデル事業を利用するかどうかを本人ではなく、権利侵害の主体となる主治医が判断するとされている」という批判の声が挙がっていた(認定NPO法人大阪人権センター「意見書」2017.11.18, https://www.psy-jinken-osaka.org/wp/wp-content/uploads/2017/11/171118_5-6, 2023.12.9)。

入院患者のピア事業利用において、同様の事態が生じていないだろうか。入院患者の意思はどの様に尊重され、ピア事業利用に至っているのか。その過程を確認する必要があると考えた。本研究の目的は、精神障害者地域移行支援を目的とした入院患者のピア事業利用に対するピア事業受託事業所(以下「事業所」)のソーシャルワーカー(SWr)とピア事業実施協力病院(以下「病院」)のSWrによる支援過程を明らかにし、入院患者の意思を尊重したピア事業利用を支援する上で求められるSWrの役割を考察することである。

2. 研究の視点および方法

調査対象者は6地域6か所の事業所SWr6名、9か所の病院SWr9名とした。

(1) 事前アンケート調査の目的と方法

まず、インタビュー調査のための情報収集を行う事を目的とし、質問紙法による郵送アンケート調査を行った。主な質問項目は、①入院患者に対するピアサポーターによる個別支援の有無とその内容、②ピア事業利用入院患者の決定方法、③SWrとして行ったピア事業実施に対する支援活動、等である。調査期間は2020年9月3日～2020年9月18日である。

(2) インタビュー調査の目的と方法

インタビュー調査の目的は、入院患者の意思表示支援、意思決定支援におけるSWrの役割に視点を当て、入院患者のピア事業利用が決定するまでの事業所SWrと病院SWr等による

支援過程を明らかにすることとした。方法は、感染症予防に配慮するため、web を活用した個別インタビュー調査とし、半構造化面談方式にて行った。インタビューガイドは①入院患者がピアサポート事業利用に至る支援過程、②ピア事業利用後退院した入院患者に対する支援事例、③入院患者のピアサポート事業利用に向け SWr として行った支援内容、とした。回答は対象者の同意を得た上でレコーダーに録音、逐語録を作成した。調査結果に基づき、病院 SWr、事業所 SWr による支援を受け、入院患者がピア事業利用に至る過程を分析した。調査期間は 2020 年 10 月 26 日～2020 年 11 月 21 日である。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮としてアンケート調査、インタビュー調査共に、所属大学倫理審査委員会の承認(承認番号:20-017, 2020 年)を得た上で文書と口頭で本調査協力に対する調査対象者の同意書を得、調査を実施した。調査結果公表時には個人情報保護を厳守することを伝えた。調査終了後の調査結果は、調査終了後 10 年間研究者が厳重に保管し、10 年経過以降は破棄することを伝えた。なお、本報告に関し、開示すべき COI 関係にある企業等は所在しない。

4. 研究結果

3 地域内の 3 か所の事業所 SWr3 名、6 か所の協力病院 SWr6 名より得た調査結果を、本研究の分析対象とした。内 3 病院では、地域移行支援事業利用入院患者に対し、相談支援、買物支援等のピアサポーターによる個別支援(以下「ピア個別支援」)利用をセットで勧める方式をとっていた。調査結果より、①地域移行支援事業利用が必要な患者であるという病院 SWr、看護師等の推薦、②退院可能な心身状況にあるという主治医の承認、③ピア事業利用を要するという SWr の検討・容認、④ピア個別支援利用に対する主治医の承認、⑤病院 SWr による事業所の選定、⑥ピア事業提供に関する事業所 SWr の承認、という 6 つのゲート(関門)を通過し、初めて 5/6 病院の入院患者はピア個別支援利用決定の機会を得るという支援過程が明らかになった。

5. 考察

以上より、入院患者の意思ではなく、主治医や SWr 等の決定が優先され入院患者がピア個別支援利用に至る 5/6 病院での支援過程の所在が明らかとなった。この結果より、ピア事業利用を支援する SWr の役割として、入院患者のピア事業利用意思を聞く支援を行う共に、ピア事業利用における入院患者の意思表明機会を、病棟内に創設する必要があると考えた。ピアサポートの有用性を認識しながらも入院患者のニーズや思いを聞き出す支援を脇に置き、「(SWr は)障害者と国家のあいだで、ニードを判定する人として働く」ことがある。これは障害者サービス提供組織の問題であり、ソーシャルワーク実践の障壁であると障害の社会モデルでは提示される(M. Oliver, B. Sapey2010:200-1)。入院患者の意思を基に、その選択権・決定権を尊重し、権利擁護と社会復帰を図る専門職が SWr であることを捉え直し、入院患者のピア事業利用に対する支援のあり方を問い直す必要があると考えた。

本研究は JSPS 科研費 基盤研究 C(19K02286)の助成を受け行った研究成果の一部である。